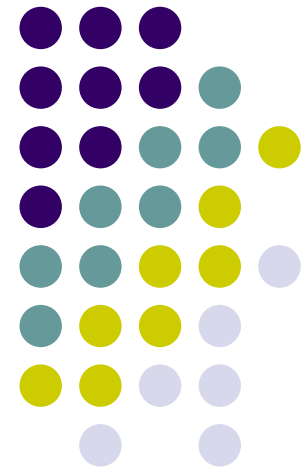


(参考資料)

2008年12月  
市民部国保年金課

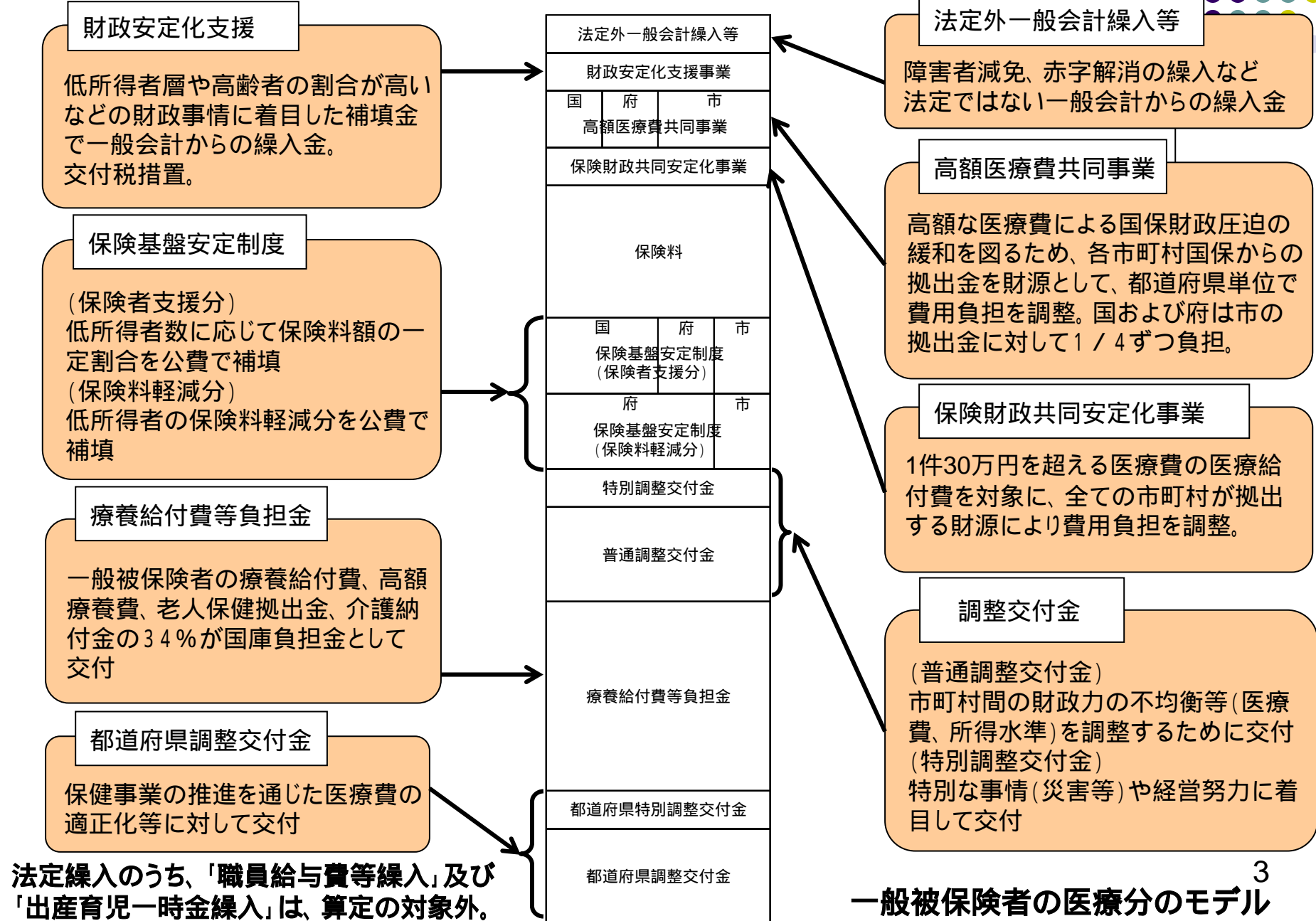




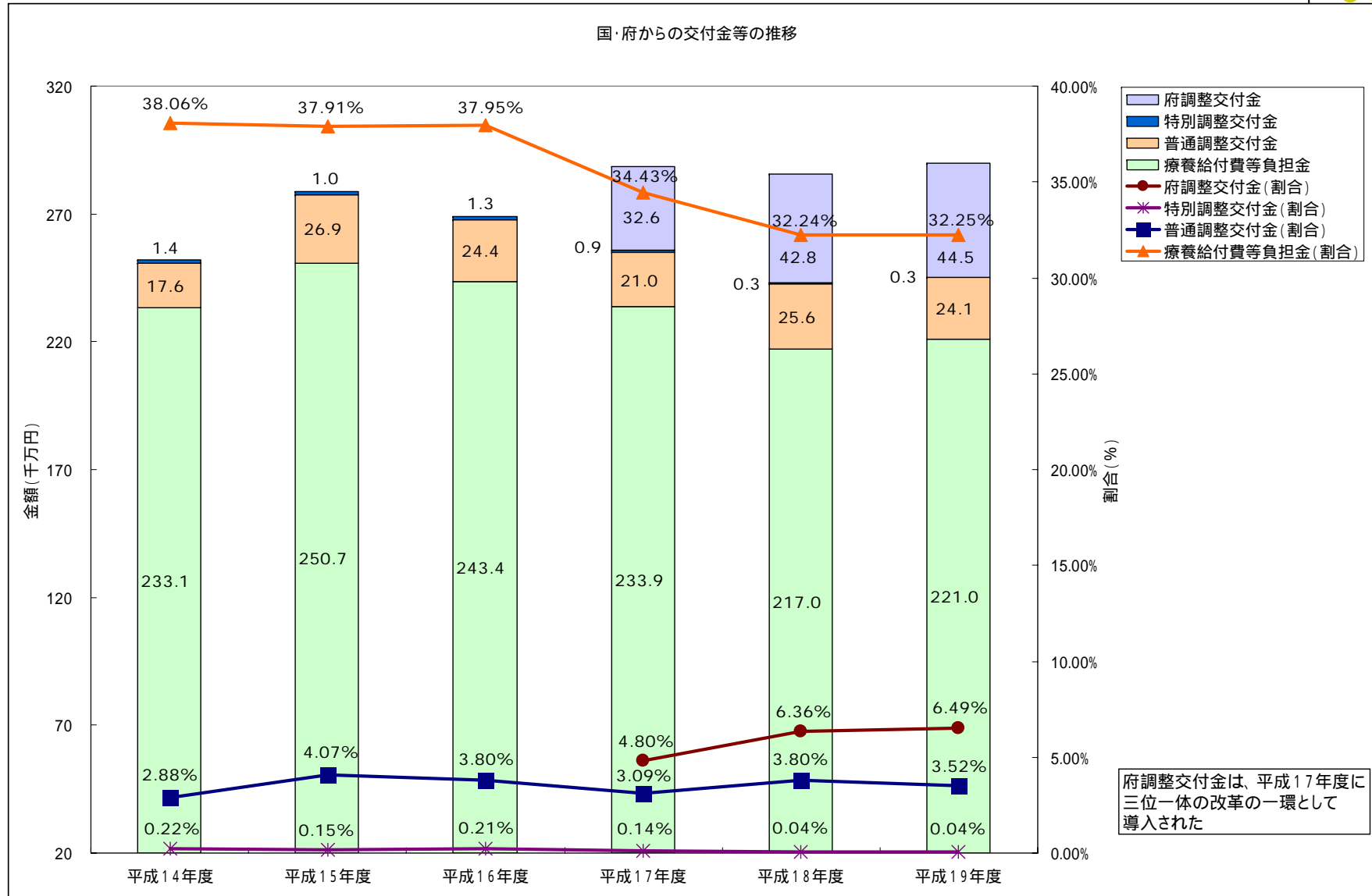
# 1 国民健康保険財政について

- a. 財政モデル
- b. 国・府からの交付金等の推移
- c. 療養給付費等負担金
- d. 普通調整交付金、特別調整交付金
- e. 特別調整交付金の状況
- f. 都道府県調整交付金
- g. 大阪府内市町村の補助金の交付状況
- h. 北摂7市3町の補助金の交付状況
- i. 一般会計からの繰入の変遷
- j. 介護納付金と介護保険料調定の乖離

# a. 財政モデル



# b.国・府からの交付金等の推移





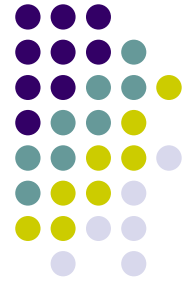
## c.療養給付費等負担金

- 国庫助成の中枢をなすもの
- 保険者の財政基盤を支援する
  1. 定率補助金
  2. 国保が負担する一般被保険者の医療費、老人保健拠出金及び介護納付金の合算額の34%

**定率の補助金であるが、下記理由のため34%の補助率にはならない。**

- a. 退職者医療制度の資格を遡及適用させた被保険者にかかる医療費が控除されるため(控除された医療費は、退職者医療療養給付費等交付金の対象となる)。
- b. 大阪府・箕面市が単独で実施している医療費助成にかかる医療費は、一部負担金の割合に応じて減額されるため。
- c. 保険基盤安定繰入金の1/2相当額が減額されるため。

# d. 普通調整交付金・特別調整交付金

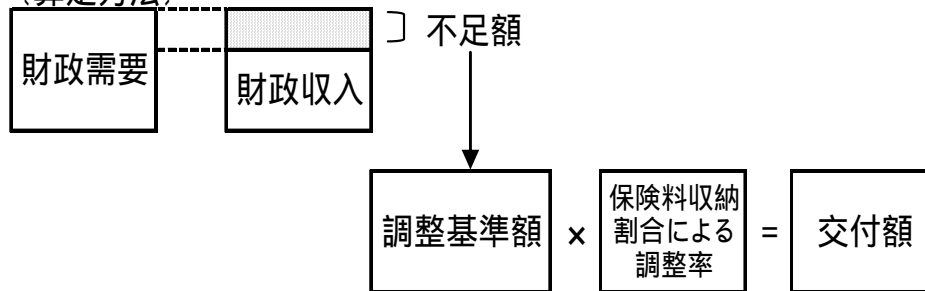


- 市町村の産業構造、住民の所得、家族構成等の差異により、定率の国庫補助金のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整する補助金。

## 普通調整交付金

全国一律の算定基準を用いて、一般被保険者における財政需要に対して、財政収入が不足する額を基準に補助。  
ただし、保険料収納割合による減額措置がある。

(算定方法)



一般被保険者に係る保険料収納割合(%)		
1万人以上 5万人未満	減額率	平成19年度の 減額
90%以上92%未満	5	1,300万円
87%以上90%未満	7	
84%以上87%未満	9	
81%以上84%未満	11	
78%以上81%未満	13	
75%以上78%未満	15	
75%未満	20	

## 特別調整交付金

画一的な算定方法では措置できない、市町村の個々の特殊事情(災害等)を考慮して補助。

# e.特別調整交付金の内容



## 交付対象メニュー

- 災害等により保険料を減免したこと
  - 災害等により一部負担金を減免したこと
  - 流行病、災害による療養給付費が多額であること
  - 地域的特殊疾病に係る療養給付費等が多額であること
  - 原爆被害者に係る療養給付費等が多額であること
  - 原爆対象被爆者に係る療養給付費等が多額であること
  - 療養担当手当に係る額があること
  - 特別療養給付に係る額があること
  - 僻地直営診療施設の運営費が多額であること
  - その他特別の事情があること
- 保健事業の実施、収納対策の実施、システム改修、減額解除( )など

## 交付実績

(千円)

平成14年度	保健事業	8,000
	収納特別対策	1,868
	制度改正	3,750
合 計		13,618
平成15年度	保健事業	8,000
	収納特別対策	2,000
合 計		10,000
平成16年度	減額解除	13,300
合 計		13,300
平成17年度	減額解除	9,185
合 計		9,185
平成18年度	制度改正	2,500
合 計		2,500
平成19年度	保健事業	1,995
	システム改修	546
合 計		2,541

減額解除とは、普通調整交付金において保険料収納割合による調整率(いわゆるペナルティ)対象となった額について、翌年度に収納率が改善した際にペナルティ分の1/2を特別調整交付金により交付されるもの。

# f.都道府県調整交付金



## 【府補助金】

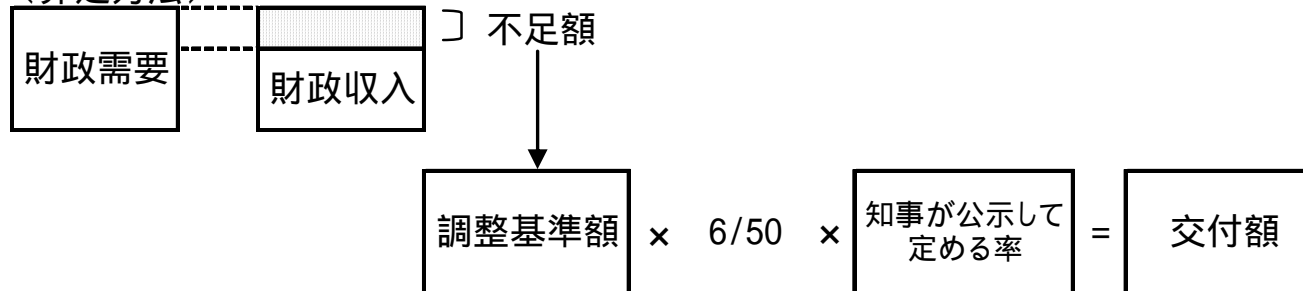
### 都道府県調整交付金

- ・大阪府内の市町村の財政を調整するために、府の条例により補助

#### 普通都道府県調整交付金

一般被保険者における財政需要に対して、財政収入が不足する額を基準に補助

(算定方法)

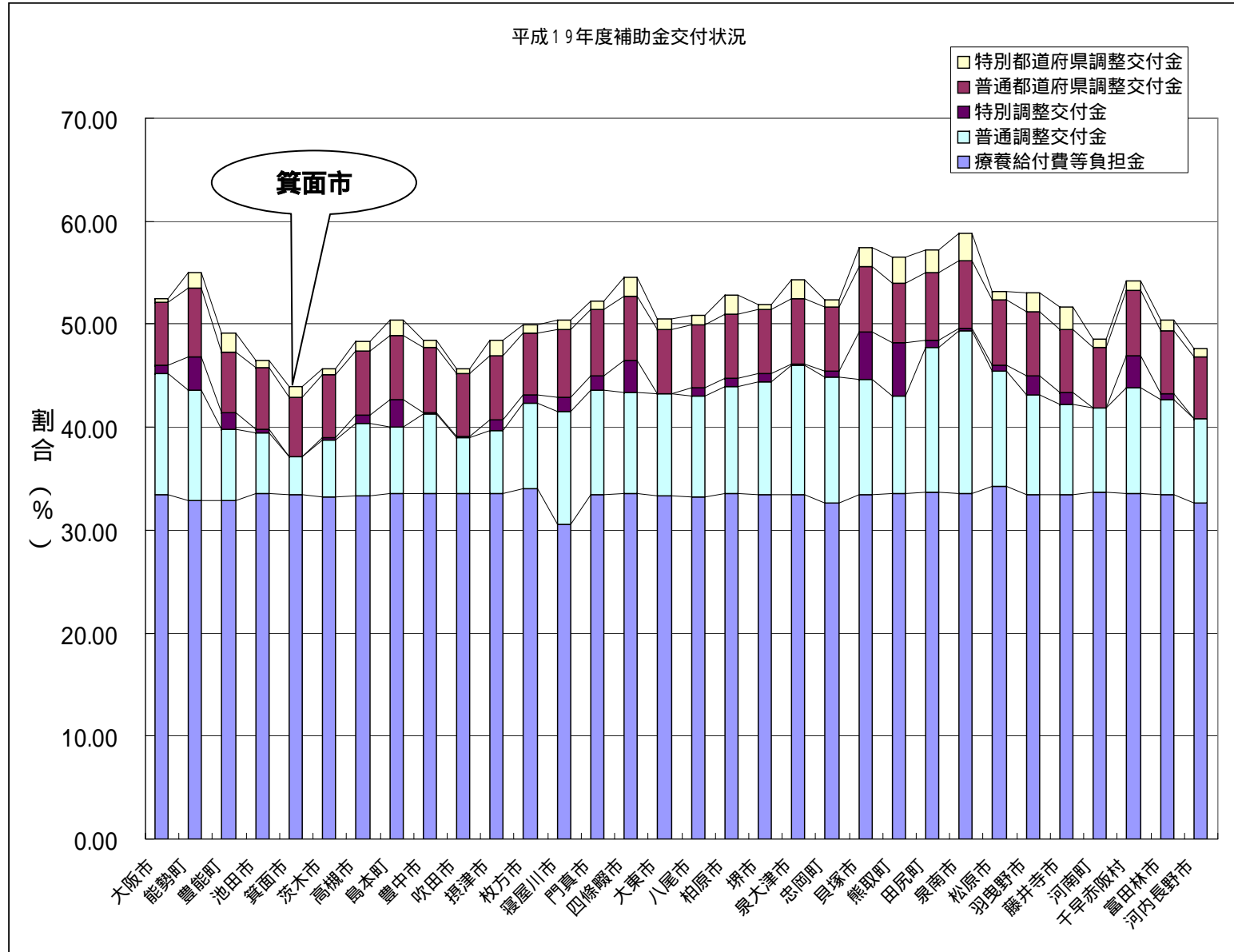


#### 特別都道府県調整交付金

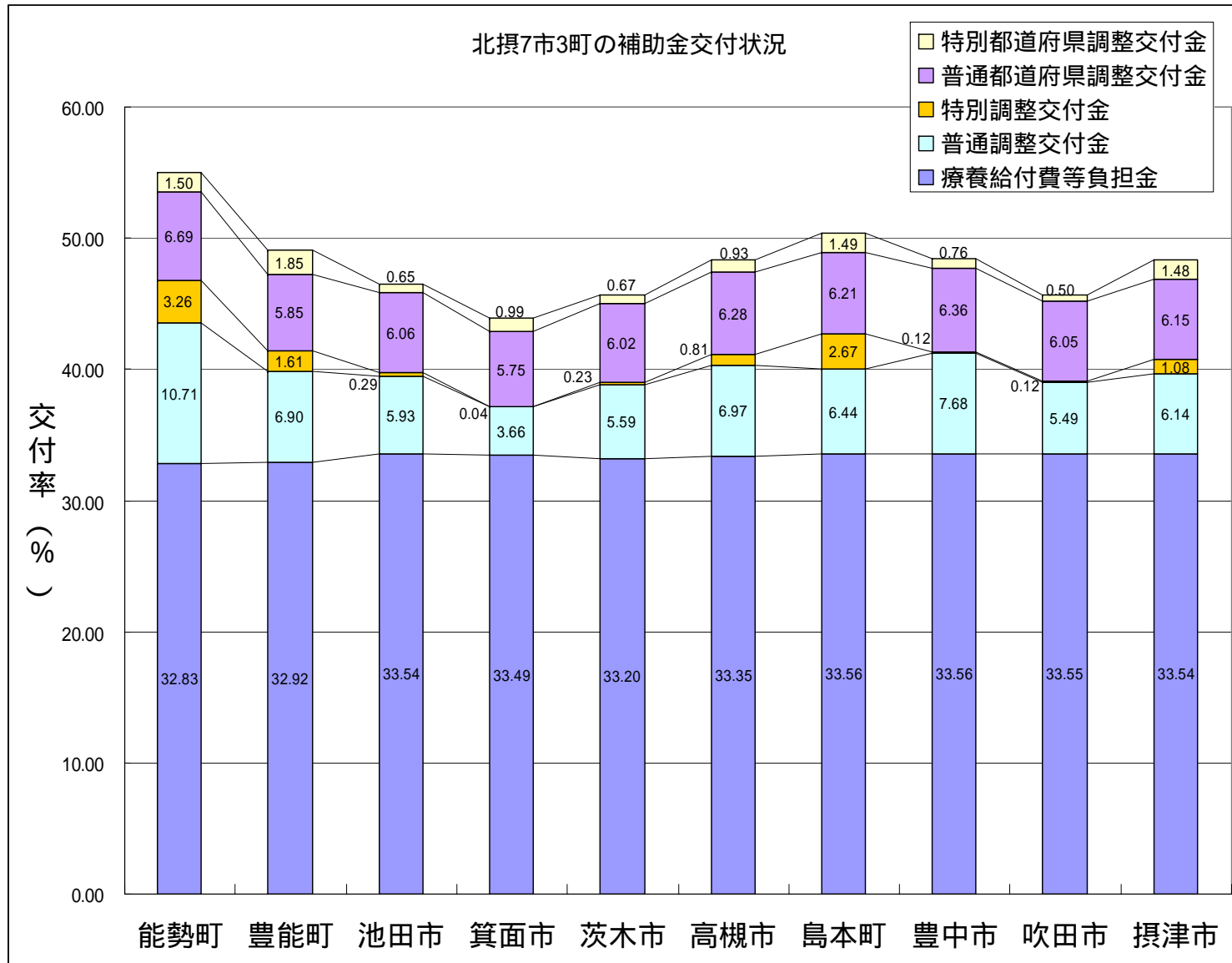
保健事業、医療費適正化、保険料平準化の実施状況により補助  
医療費通知などが交付の対象となる。



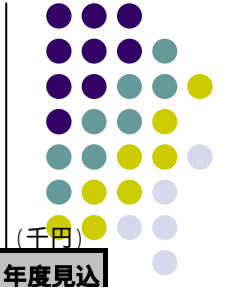
# g.大阪府内市町村補助金交付状況



# h.北摂7市3町の補助金交付状況



# i. 一般会計からの繰入の変遷



一般会計繰入金内訳

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度見込
法定分	基盤安定(保険料軽減分)	373,215	381,014	406,408	401,938	399,589	421,181	301,843
	基盤安定(保険者支援分)	0	69,869	81,397	80,300	77,874	84,086	57,098
	職員給与費等繰入金	132,361	127,595	151,102	146,038	148,329	155,200	208,618
	出産育児一時金繰入金	43,800	36,600	37,600	36,800	33,766	40,833	40,546
	財政安定化支援繰入金	121,313	98,156	11,713	12,603	17,193	20,646	25,642
法定外分	障害減免分繰入金	54,352	58,978	72,336	75,265	80,314	82,224	87,185
	医療費助成影響分繰入金	34,697	36,779	35,235	29,790	36,741	26,963	31,677
	老健拠出金負担緩和対策分(1)	130,631	0	0	0	0	0	0
	保健事業補填分(2)	8,845	0	0	0	0	0	0
	特定健診一時経費繰入	0	0	0	0	0	0	232
	赤字解消分繰入金	0	0	0	0	500,000	500,000	0
合計		899,214	808,991	795,791	782,734	1,293,806	1,331,133	752,841

- 1 …… 当該年度老人保健拠出金のうち被保険者負担分から老健対象者負担分を差し引いた金額の2割相当分  
 2 …… 保健事業費、審査支払手数料、納付奨励費、事務経費のうち、国庫や繰入などで賄われないもの

基盤安定(保険料軽減分)	低所得者に対する政令軽減相当額を公費で負担する制度
基盤安定(保険者支援分)	軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を公費で負担する制度
職員給与費等繰入金	国保事業運営に係る、事務経費(人件費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、賃金、負担金、社会保険料)の繰入
出産育児一時金繰入金	出産育児一時金の支給額の2/3に相当する額の繰入
財政安定化支援事業繰入金	被保険者の軽減世帯数の割合が特に多いこと。病床数が多寡であること。高齢者の割合が高いこと。以上3点に対する繰入
障害減免分繰入金	前年度本算定時の障害減免額を繰入
医療費助成分繰入金	府や市が単独で実施している医療助成により増加したとみなされた医療費については国庫負担がカットされる。それについての補填繰入

# j.介護納付金と介護保険料調定



介護保険納付金と介護保険料の調定額が乖離している

